

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第105号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表美術館長の項第2号中「第6条」の右に「及び第8条」を加え、「第13条」を「第18条」に改め、同項第3号中「第10条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第4号中「第10条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項第5号中「第12条」を「第17条」に改め、同項第6号中「第14条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)